

FP技能検定の試験問題の利用について

1. 著作権

日本FP協会（以下「協会」という）が実施している下記科目の問題の著作権は協会が有しています。

1級実技試験（資産設計提案業務）

2級学科試験

2級実技試験（資産設計提案業務）

3級学科試験

3級実技試験（資産設計提案業務）

*2級学科試験および3級学科試験については、協会実施分と一般社団法人金融財政事情研究会実施分で共通問題となっており、両団体において著作権を有しています。

2. 試験問題の利用

協会が実施した上記1.の科目の問題については、下記3.に該当する個人・団体を除き、次の(1)～(3)に従ってご利用いただけます。ご利用いただくにあたって、協会への申請等は必要ありません。

(1) 試験問題を利用する場合は出典を明記してください。

【掲載例】

日本FP協会 2級ファイナンシャル・プランニング技能検定実技試験（資産設計提案業務）〇年〇月

(2) 試験問題を修正・加工等して利用する場合は、修正・加工等を行ったことを明記してください。

【掲載例】

日本FP協会 2級ファイナンシャル・プランニング技能検定実技試験（資産設計提案業務）〇年〇月

を加工して作成

(3) 協会は利用者が試験問題を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

3. 利用禁止

次のいずれかに該当する個人・団体は試験問題を利用することはできません。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力でなくなった時から5年を経過しない者。
- ② 反社会的勢力が経営を支配していること。
- ③ 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
- ④ 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力をを利用して

いると認められる関係を有すること。

- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
- ⑥ 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑦ 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- ⑧ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為を行うこと。